

工事請負契約締結後の設計単価変更の運用について

【平成24年10月1日現在】

東日本大震災の復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結等時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結等時点での最新の単価を用いて変更契約を行うための当面の運用について、下記のとおり定めました。

1 対象工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項をすべて満たす工事とします。

ただし、特記仕様書等に本運用の対象であることが明示されている工事に限ります。

(1) 石巻市が発注する建設工事であること。

(2) 平成24年10月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事であること。

2 基準日

本運用により設計単価を変更する場合の基準日は、当初契約締結等日（議決案件については本契約締結日）とします。

3 対象資材等

労務単価、資材単価及び機械単価等の全ての設計単価とします。

また、工事ごとに見積又は特別調査等により設定している単価も対象となります。（基準日時点で有効期限を超えているものに限りません。）

4 変更契約の時期

当初契約締結等後に遅滞なく行います。また、議会の議決を要するものは、議決後に遅滞なく行います。

なお、本運用における設計単価の変更は、基準日における変更のみとします。

5 適用年月日

平成24年10月1日以降に入札公告及び指名通知等を行う建設工事から適用します。

【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約グループ

電話 0225 - 23 - 6611、6612